

○ 母子及び寡婦福祉法（昭和二十九年法律第二百二十九号）

（附則第四十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（福祉事務所）</p> <p>第八条 福祉事務所（<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。</p> <p>一 母子家庭及び寡婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。</p> <p>二 母子家庭及び寡婦の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと、並びにこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>（施設の設置）</p> <p>第二十二条 市町村、<u>社会福祉法人</u>その他の者が母子福祉施設を設置する場合には、<u>社会福祉法</u>の定めるところによらなければならない。</p>	<p>（福祉事務所）</p> <p>第八条 福祉事務所（<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。</p> <p>一 母子家庭及び寡婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。</p> <p>二 母子家庭及び寡婦の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと、並びにこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>（施設の設置）</p> <p>第二十二条 市町村、<u>社会福祉法人</u>その他の者が母子福祉施設を設置する場合には、<u>社会福祉事業法</u>の定めるところによらなければならない。</p>